

特定時期だけ設定？

繁忙月のみコアタイム

問

フレックスタイム制の導入を検討中です。例年、繁忙月が何度かあり、その月だけコアタイムを設けたいのですが可能でしょうか。また、場合によっては重要な業務が早い時間帯に多くなることから、コアタイムを繰り上げるといった措置などもできますか。

労使協定通じ自由に設定可

答

フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者に始業・終業の時刻の決定を委ねる制度です（労基法 32 条の 3）。導入に際しては、労使協定で対象となる労働者や清算期間などを定めるほか、任意で、コアタイムと、フレキシブルタイムを設定することができます。コアタイム、フレキシブルタイムの時間帯は、労使協定で自由に定めることができ、設ける日と設けない日、日によって異なるものなども設定可能としています（労基法コンメンダール）。したがって、ある月にだけコアタイムを設けることも可能です。また、コアタイムの繰上げ・繰下げについても、就業規則等と労使協定で規定をすれば可能とする見解があります（安西愈「労働時間・休日・休暇の法律実」）。